

東播磨港港湾の事業継続計画（港湾BCP）
（案）

令和3年3月

東播磨港港湾BCP協議会

目 次

1. 総則	1
1.1 東播磨港港湾機能継続計画の目的	1
1.1.1 東播磨港の役割	1
1.1.2 目的	1
1.2 東播磨港港湾機能継続計画の基本方針	1
1.3 港湾機能継続に向けた取組	1
1.4 東播磨港港湾 BCP の実施体制	1
1.5 東播磨港港湾 BCP の構成	1
1.6 東播磨港港湾 BCP 協議会構成 構成団体	2
2. 緊急物資輸送編	3
2.1 被害想定と回復目標	3
2.1.1 被害想定	3
2.1.2 港湾機能の回復目標	4
2.2 対応計画	7
2.2.1 概要	7
2.2.2 東播磨港港湾 B C P の発動	7
2.2.3 活動内容	7
2.3 応急復旧活動の行動計画と役割分担	8
2.4 応急復旧における個別の対処行動	8
2.4.1 施設の被災状況の点検	8
2.4.2 応急復旧作業の実施	9
2.4.3 緊急物資輸送体制の構築	11
2.5 事前対策	15
2.6 教育・訓練及び見直し・改善の実施計画	15
2.6.1 教育・訓練	15
2.6.2 見直し・改善の実施計画	15
2.7 その他（連絡系統図）	16
3. 幹線貨物輸送編	17
3.1 被害想定と回復目標	17
3.1.1 被害想定	17
3.1.2 港湾機能の回復目標	20
3.2 対応計画	21
3.2.1 概要	21
3.2.2 東播磨港港湾 B C P の発動	21

3.2.3	活動内容	21
3.3	応急復旧活動の行動計画と役割分担	23
3.4	応急復旧における個別の対処行動	23
3.4.1	施設の被災状況の点検	23
3.4.2	応急復旧作業の実施	23
3.4.3	幹線貨物輸送体制の構築	25
3.5	事前対策	29
3.6	教育・訓練及び見直し・改善の実施計画	29
3.6.1	教育・訓練	29
3.6.2	見直し・改善の実施計画	29
3.7	その他（連絡系統図）	30

(参考) 関連計画等、兵庫県が締結している関連協定

1. 総則

1.1 東播磨港港湾機能継続計画の目的

1.1.1 東播磨港の役割

東播磨港は播磨灘北東部に位置し、明石市、播磨町、加古川市、高砂市の地先水面、東西約14kmを港湾区域とする重要港湾である。

鉄鋼・電力・化学・機械を中心に多くの企業が立地しており、西に隣接する国際拠点港湾・姫路港とともに播磨工業地帯の中核港湾として重要な役割を果たしている。

1.1.2 目的

大規模地震や津波、高潮などの自然災害による被害が発生しても、東播磨港の重要な機能が最低限維持できるよう、被災後に行う具体的な対応（対応計画）と、平時に行う事前対策や教育訓練のマネジメント活動等を示し実行することを目的とする。

1.2 東播磨港港湾機能継続計画の基本方針

東播磨港港湾機能継続計画（以下「東播磨港港湾BCP」という）においては、多くの港湾関係者の役割や対応の手順、復旧に関する目標等を明確化するとともに、その実効性を確保することを基本方針とし、つぎの事項に配慮して作成した。

- ① 多くの港湾関係者が協働しつつ、迅速かつ的確に各々の役割を遂行できるよう、取り組む内容はシンプルで分かりやすく記載すること。
- ② ただし、東播磨港の港湾特性や被害状況等に応じて、柔軟な対応ができるようにすること。
- ③ 構成員が持ち合わせている情報を共有し、相互に状況を把握できる体制を構築すること。
- ④ 計画の実効性を確保するため、「東播磨港港湾BCP協議会」を設置し、計画の見直し・改善等、継続的な取り組み、活動が可能な体制を構築すること。
- ⑤ こうした継続的な取り組み、活動を通じて、災害に対する備えの深化や港湾関係者間相互の信頼関係が醸成できること。

1.3 港湾機能継続に向けた取組

港湾施設の整備・保全等によるハード対策と災害情報共有や構成員相互の連絡調整などのソフト対策の組合せにより、港湾機能の継続と被害の低減を図る。

1.4 東播磨港港湾BCPの実施体制

港湾管理者及び港湾で活動を行う様々な関係者により、港湾BCP協議会を設置するとともに、港湾BCP協議会の構成員がBCP策定や平時のマネジメント活動の実施主体となる。

1.5 東播磨港港湾BCPの構成

東播磨港港湾BCPは、緊急物資輸送及び幹線貨物（鉄鉱石※）輸送の早期再開を図るため、

- ①緊急物資輸送編、②幹線貨物輸送編で構成する。

※東播磨港において取扱量が多く、初期時対応として、緊急物資輸送の次に優先すべき貨物

1.6 東播磨港港湾BCP協議会 構成団体

(順不同)

種別	団体・機関等の名称
関係団体	明石商工会議所
	加古川商工会議所
	高砂商工会議所
	播磨町商工会
	東播港運協会
	(一社) 兵庫県建設業協会 明石支部
	(一社) 兵庫県建設業協会 加印支部
	(株) 神戸製鋼所加古川製鉄所
行政機関	国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾事務所
	国土交通省 神戸運輸監理部
	国土交通省 第五管区海上保安部 姫路海上保安部 加古川海上保安署
	明石市
	加古川市
	高砂市
	播磨町
事務局	兵庫県県土整備部土木局港湾課 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所

2. 緊急物資輸送編

大規模地震や津波、高潮発生時等において、被災者の生活及び国民生活、経済活動を維持するため、大量輸送が可能な海上からの緊急物資輸送を迅速に行う必要がある。

本編では、地震発災時や台風接近時の事前防災行動から緊急物資輸送の終了までを対象期間とし、緊急物資輸送に必要となる港湾機能を確保するための実施計画「緊急物資輸送編」としてとりまとめた。

2.1 被害想定と回復目標

2.1.1 被害想定

【地震・津波】

①想定する災害

東播磨地域に大きな地震被害を与える山崎断層帯地震を想定する。

なお、港湾機能が大きく低下することが見込まれる津波被害について山崎断層帯地震では想定されていないことから、津波被害については南海トラフ巨大地震を想定することとする。

②被害想定

港湾施設の被害想定は以下のとおりとする。

【山崎断層帯地震】

区分		東播磨港での被害想定	
地震規模		・マグニチュード8	
震度		・最大震度 加古川市、高砂市：7 明石市、播磨町：6強	
港湾施設被害	揺れによる被害	水域（航路・泊地）	－
		岸壁	・耐震強化岸壁及び一部の岸壁は軽微な修復によって利用可能
		荷捌地	・液状化が発生し、岸壁と背後ヤードの間に段差が発生
		臨港道路	・主要な橋梁（二見大橋）は軽微な修復によって利用可能（耐震補強済み） ・液状化の影響により、広範囲で不等沈下、舗装に亀裂発生するも軽微な修復によって利用可能※

【南海トラフ巨大地震】

区分		東播磨港での被害想定	
津波高		・明石市：T.P. +2.0m ・加古川市・播磨町：T.P. +2.2m ・高砂市：T.P. +2.3m	
港湾施設被害	津波による被害	水域（航路・泊地）	津波に伴い、背後地で発生した瓦礫や車両、小型船舶等が港内に漂流※
		岸壁	－
		荷捌地	・ヤード上に瓦礫が散乱※
		臨港道路	・道路上に瓦礫が散乱※

出典：地震被害想定結果－図表－【山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）編】
兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定資料
ただし（※）は港湾管理者で追記

【高潮】

①想定する災害

阪神南地域に大きな高潮被害を与えた平成30年台風21号と同等の規模を想定する。

②被害想定

港湾施設の被害想定は以下のとおりとする。

区分		東播磨港での被害想定
最低気圧		・955hpa
潮位等	潮位	・最高潮位：T.P.+3.53m
	風速	・平均最大風速：35.2m/s（南南西）
港湾施設被害	水域（航路・泊地）	・高潮に伴い、野積み場等に存置していた貨物が港内に漂流
	岸壁	・軽微な修復によって利用可能
	荷捌地	・高潮に伴い、港内や他港からの流出物が漂着
	臨港道路	・主要な橋梁（二見大橋）は軽微な修復によって利用可能 ・高潮に伴い、港内や他港からの流出物が漂着

出典：大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会資料を元に作成

2.1.2 港湾機能の回復目標

①目標設定の前提条件

港湾機能の回復目標の設定にあたっての前提条件は以下のとおりとする。

【地震・津波】

- 津波警報の解除等を発災24時間後と想定する。（兵庫県応急対応行動シナリオ全体図より）
- 津波警報の解除等がされるまでの間に、港湾管理者は被害情報の把握に努めるとともに、航路啓開及び施設復旧の範囲・対象の絞り込みなどを行う。

【高潮】

- 台風説明会は、台風が最接近する48時間前に開催されることを想定する。
- 高潮警報の解除を発災24時間後と想定する。
- 高潮警報の解除等がされるまでの間に、港湾管理者は被害情報の把握に努めるとともに航路啓開及び施設復旧の範囲・対象の絞り込みなどを行う。

② 回復目標の設定

被災地における緊急物資備蓄量を3日分と想定して、海上からの緊急物資輸送を早期に開始することを目標とする。このため、発災後3日以内に、最小限の海上輸送ルートを確認するものとし、その後、幹線貨物輸送の対応に移行するものとする。

目標時間	回復目標
発災後3日以内	○最小限の海上輸送ルート*の確保（二見）
最小限の緊急物資輸送機能の回復後早期	○幹線貨物輸送の対応に移行
幹線貨物輸送機能の回復後早期	○緊急物資輸送ルート*の拡充

*ルート（航路、泊地、防波堤、臨港道路）

③復旧の優先順位の考え方

最も優先して復旧を行うのは、広域防災拠点に隣接した耐震強化岸壁（二見）とする。なお、同耐震強化岸壁、それに付随するアクセス機能の被害が大きい場合は、被害の軽微な岸壁等を

優先して復旧を行う。

優先的に復旧すべき施設	優先的に復旧すべきルート
耐震強化岸壁（二見）	緊急物資輸送を行う耐震強化岸壁に係るルート※

※ルート（航路、泊地、防波堤、臨港道路）

③ 耐震強化岸壁以外の施設の暫定供用等について

発災後3日以内に緊急物資輸送を開始することを最優先とし、耐震強化岸壁（二見）及びそれに付随するアクセス機能の被害が大きい場合は被害の軽微な岸壁の暫定供用を行うなど、緊急物資輸送船舶の諸元にも応じた柔軟な対応を図ることとする。

なお、上記対応は東播磨港内にとどまらず、必要に応じて他の港湾との連携を視野に入れた内容とする。

- 暫定供用は、緊急物資輸送船舶の船型や航路・泊地・防波堤の形状、現場条件等を踏まえ、安全が確認された時点から開始する。
- 緊急物資輸送のための暫定供用開始後も、引き続き航路啓開・被災施設の応急復旧を実施する。

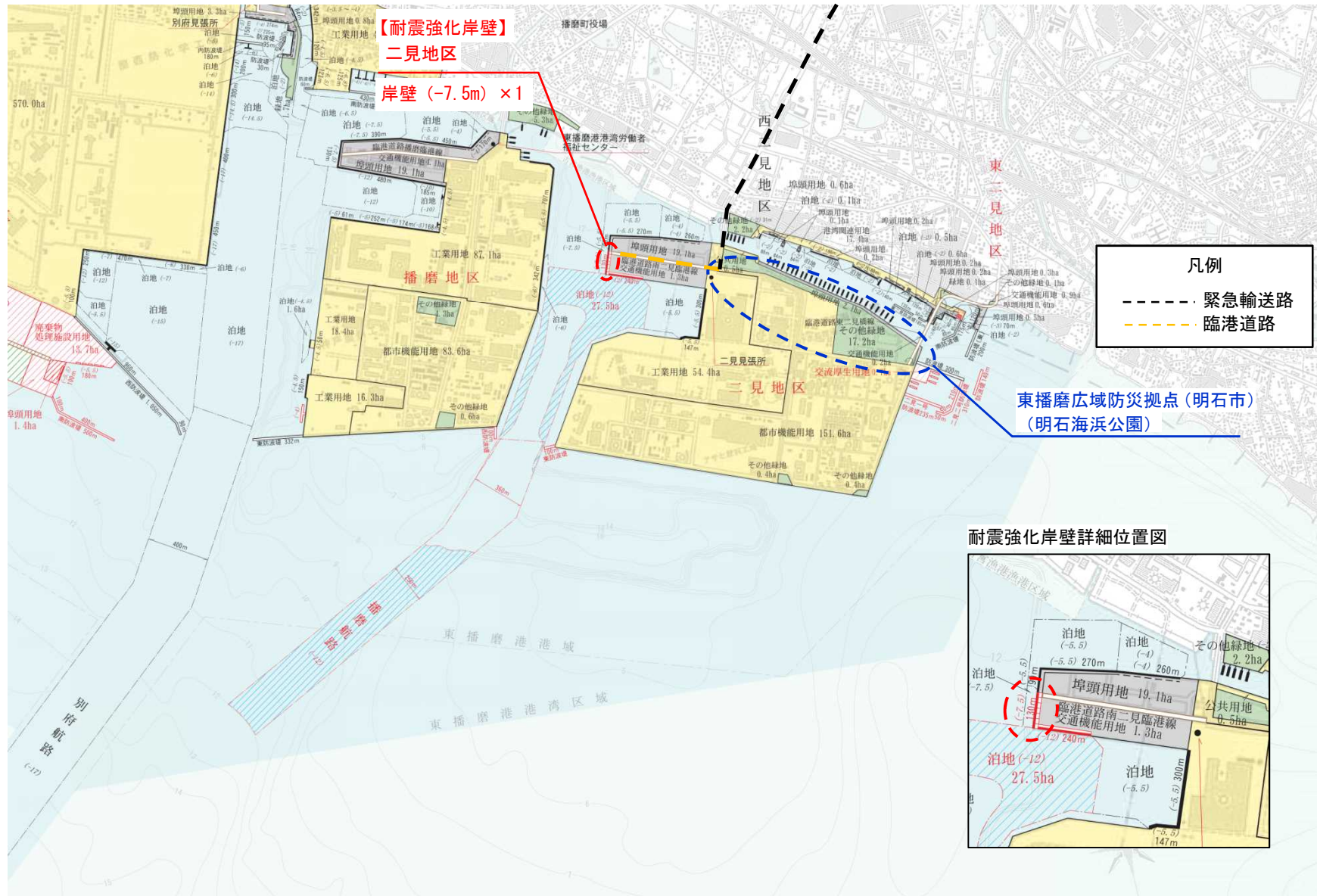


図1 東播磨広域防災拠点、東播磨港の耐震強化岸壁

2.2 対応計画

2.2.1 概要

【地震・津波】

- ・ 地震及び津波発生後、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・ 安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・ 津波警報等解除後、東播磨港港湾BCPを実施する。被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物・瓦礫の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。

【高潮】

- ・ 台風接近時には事前防災行動を促すため、注意喚起する。
- ・ 高潮警報発令後、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・ 安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・ 高潮警報等解除後、被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。

2.2.2 東播磨港港湾BCPの発動

東播磨港港湾BCPの発動基準は以下のとおりとする。

【地震・津波】

●発動基準

- ・ 明石市、加古川市、高砂市、播磨町のいずれかの地域で震度6強以上の地震が発生したとき
- ・ 瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表されたとき

※地震、津波時の港湾BCPは自動発令とする。

【高潮】

●発動基準

- ・ 台風の接近に伴い、台風説明会が開催され、明石市、加古川市、高砂市、播磨町のいずれかの地域で高潮警報の発令が見込まれるとき

※高潮時、東播磨港の港湾BCPを発動する際は、加古川土木事務所から各構成団体に対し、FAXで通知する。（様式1、様式2、様式3を活用）

2.2.3 活動内容

【地震・津波】

基本的に、津波警報等が解除されるまでは、水防活動中であり水防計画等に従い行動する。

(1) 避難

地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守る。

(2) 安否確認

構成員は、各自組織の安否確認を行う。

(3) 体制の確立

構成員は、予め定められた情報共有体制を確立する。

(4) 通信手段の確保

構成員は、複数の連絡手段（衛星電話、固定電話、メール、FAX等）により、通信手段を確保する。

【高潮】

①台風接近前（事前防災行動）

高潮警報の発令が見込まれる際は、関係機関が各々の役割分担に基づき以下の通り対応する。

(1) 注意喚起（加古川土木事務所）

高潮警報の発令が見込まれる際は、構成員に注意を促す。

(2) 高潮による被害軽減措置の注意喚起（構成団体）

各構成員は、自社並びに加入会員（港湾関連業者に限る）に対し、高潮による被害を防止・軽減するため、貨物の移動並びに固縛等の措置について注意を促す。

(3) 体制の確立（加古川土木事務所、構成団体）

加古川土木事務所並びに各構成団体は、相互に連絡をとる必要があるため、高潮被害が生じても連絡が取れる連絡先の確認を行う。

(4) 防潮対応（加古川土木事務所、構成団体等）

加古川土木事務所並びに各構成団体等は、浸水等の被害防止のため、防潮ゲート閉鎖等の対応を行う。

②台風最接近時（高潮警報が解除されるまで）

(1) 避難

堤内地へ迅速に避難し身の安全を守る。

(2) 安否確認

構成員は、各自組織の安否確認を行う。

(3) 体制の確立

構成員は、予め定められた情報共有体制を確立する。

(4) 通信手段の確保

構成員は、複数の連絡手段（衛星電話、固定電話、メール、FAX 等）により、通信手段を確保する。

③台風通過後（高潮警報が解除された後）

被害状況の把握に努めるとともに、構成員は、自社並びに加入会員（港湾関連事業者に限る）に対し、被害状況等の報告を依頼する。なお集約した情報は、適宜加古川土木事務所と共有する。

2.3 応急復旧活動の行動計画と役割分担

応急復旧活動の行動計画と個別の対処行動は、関係機関が各々の役割分担に基づき実施する。発災後、直ちに体制構築および被災状況の把握を行った上で、発災後72時間（3日間）で、耐震強化岸壁（二見）において緊急物資の輸送を開始することを目標とし、航路啓開、防波堤、岸壁復旧および臨港道路の応急復旧活動を行う。その後、幹線貨物輸送の対応に移行する。

2.4 応急復旧における個別の対処行動

2.4.1 施設の被災状況の点検

発災直後に被害情報を入手し、被害の概要を把握する。なお、港湾施設の被災点検においては、耐震強化岸壁に接続する水域の被災点検を優先して行う。また、被災点検結果については、関係者間で情報共有を図る。

なお、現地調査の結果、緊急物資輸送に支障となる船舶が岸壁に着岸している場合は、離岸等を促す

■点検の役割分担

- 公共港湾施設の点検（加古川土木事務所）
- 専用港湾施設は対象外

■被災点検方法

- 点検は主として、目視により行う。被災箇所の位置、延長、被害程度、被害状況の概略を把握する。その後、航路・泊地の深浅測量を実施し、障害物を把握する。

■被災点検内容

- (1) 当該管理施設の名称及び所在地
- (2) 被害の程度
- (3) 滅失又は損傷の原因
- (4) 応急の措置を講じた場合には、当該措置の内容
- (5) 見積価格及び復旧可能なものについては復旧費見込額

2.4.2 応急復旧作業の実施

耐震強化岸壁（二見）に接続する航路・泊地の啓開を実施するとともに関係する防波堤、同耐震強化岸壁、背後ヤード、臨港道路等の応急復旧を行い、港湾機能の早期回復を図る。なお、同耐震強化岸壁、それに付随するアクセス機能の被害が大きい場合は、被害の軽微な他地区の岸壁等の機能回復を図る。

また、揚収した漂流ゴミ、海底ゴミの仮置きが可能な場所は、港湾管理者が指定する。

【参考】岸壁の構造形式

地区名	施設名	水深 (m)	延長 (m)	構造形式
二見地区	播磨岸壁 (1)	-5.5	360	重力式
	播磨岸壁 (2) ※	-7.5	130	重力式
別府地区	別府岸壁 (1)	-10	185	重力式
	別府岸壁 (2)	-12	480	重力式
	別府岸壁 (3)	-5.5	450	矢板式
	別府岸壁 (4)	-7.5	520	重力式
高砂地区	高砂岸壁	-5.5	90	矢板式
	高砂西岸壁	-5.5	270	矢板式
伊保地区	伊保岸壁	-5.5	85	栈橋式
	曾根岸壁	-5.5	180	矢板式

※耐震強化岸壁

【参考】物揚場の構造形式

地区名	施設名	水深 (m)	延長 (m)	構造形式
二見地区	公共物揚場	-4.0	260	重力式
播磨地区	-4.0m新島物揚場	-4.0	170	矢板式
別府地区	-3.0m公共物揚場 No2	-3.0	136	重力式
	公共物揚場	-4.0	274	矢板式
	公共物揚場	-2.0	84	栈橋式
	公共物揚場	-2.0	235	矢板式
尾上地区	公共物揚場	-2.0	260	重力式、矢板式
	尾上小型船舶係留施設	-1.0	330	矢板式
高砂地区	高砂物揚場	-3.5	605	栈橋式、矢板式
	公共物揚場	-2.0	260	栈橋式
	-2.0m高砂公共物揚場	-2.0	130	矢板式
荒井地区	荒井物揚場	-2.0	180	矢板式
伊保地区	-3.5m伊保物揚場	-3.5	222	栈橋式
	曾根物揚場	-4.0	260	矢板式

■ 役割分担※

① 深浅測量（事前測量、確認測量）

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の深浅測量を実施する。

実施主体（緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所
港内の航路・泊地：原則として港湾管理者）

② 浮遊物除去作業

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の浮遊物除去作業を実施する。

実施主体（緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所
港内の航路・泊地：原則として港湾管理者）

③ 航路啓開（沈降物等の確認・撤去など）

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の沈降物除去作業を実施する。

実施主体（緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所
港内の航路・泊地：加古川土木事務所）

※広域的な災害で海上の調査・作業が広範囲にわたる場合は、被災状況に応じて臨機に対応する。

■ 関係機関との連携

④ 臨港道路啓開

臨港道路管理者と各道路管理者が啓開作業を実施する。

実施主体（加古川土木事務所、姫路河川国道事務所、明石市、加古川市、高砂市、播磨町、西日本高速道路（株）、兵庫県建設業協会明石支部、兵庫県建設業協会加印支部（※協力を得る関係団体を含む。））

2.4.3 緊急物資輸送体制の構築

緊急物資受け入れのために必要な態勢を整える。

また、港湾荷役関係者等の協力を得て作業可能な集積ヤードを確保する。

■ 耐震強化岸壁における緊急物資輸送船舶の受け入れ準備

- ・ 緊急物資輸送船舶が入港、着岸してから直ちに荷役が行えるよう体制を構築する。
- ・ 緊急物資輸送船舶の着岸を支援するための、着岸位置の標示や綱取りが実施できる体制を構築する。
- ・ 緊急物資輸送船舶が着岸した後、直ちに荷さばきが開始できる体制を構築する。
実施主体（東播港運協会、兵庫県トラック協会、兵庫県倉庫協会）

	水防活動	目標時間			関係者の役割													連携 道路管理者	
		BCP活動			兵庫 県※2	国土 交通省 港湾局 等※3	※4 近畿 地方 整備局 等	神戸 運輸 監理部	※5 国土 交通省 第五 管区 海上 保安 本部 等	明石 市	加古 川市	高砂 市	播磨 町	災害 協定 団体 (建 設業 協会 等)※6	東播 港運 協会	※7 災害 協定 団体 (近 畿旅 客船 協会 等)	災害 協定 団体 (兵 庫県 トラ ック 協 会)		災害 協定 団体 (県 倉庫 協会)
		発災～24時間	24時間～72時間	72時間～															
応急復旧活動	体制設置	体制構築、被災情報の収集※			◎	○	◎	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	航路啓開	①東播磨港に接続する緊急確保航路の啓開			△		◎		△										
		②耐震強化岸壁に接続する港湾区域内の啓開			◎		△	△	△					○					
		○その他利用可能な岸壁に接続する港内水域の啓開			◎		△	△	△					○					
	防波堤・岸壁復旧	○防波堤・耐震強化岸壁の被災状況調査			◎	△	△							○					
		○耐震強化岸壁の背後ヤードの被災状況調査			◎	△	△							○					
		津波警報の解除等(想定)			◎		△							○					
	臨港道路	⑤耐震強化岸壁に接続する臨港道路の啓開			◎									○					△
		○その他利用可能な岸壁に接続する臨港道路の啓開			◎		△							○					
	道路啓開	⑥内陸道路の啓開(臨港道路以外)			△					◎	◎	◎	◎	○					◎
連携 緊急物資輸送活動		⑦緊急物資の海上輸送			◎		△	○							○	○			
	⑧緊急物資の港湾荷役			◎			○							○					
	⑨緊急物資の陸上輸送			◎			○		△	△	△	△				○	○	△	

※1、津波警報解除等により海上作業の安全性が確保された後に、現地作業を開始する。
 ※2、災害対策本部、港湾課、加古川土木事務所を示す。
 ※3、水管理・国土保全局を含む。
 ※4、神戸港湾事務所を含む。
 ※5、国土交通省第五管区海上保安本部姫路海上保安部加古川海上保安署を含む。
 ※6、(一社)兵庫県建設業協会明石支部、(一社)兵庫県建設業協会加印支部、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)日本海上機重技術協会近畿支部、全国浚渫協会関西支部、(一社)日本潜水協会、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタント協会を含む。
 ※7、神戸旅客船協会、日本マリナービーチ協会を含む。

【凡例】◎…主導的役割を担う主体(幹事役)
 ○…主導的役割を担う主体
 △…協議・調整の対象となる主体

表1 東播磨港における行動計画と役割分担(地震発生時)

■緊急物資輸送【高潮】

	BCP活動	目標時間				関係者の役割														連携 道路管理者					
		BCP活動		水防活動		BCP活動		兵庫県※2	国土交通省港湾局等※3	近畿地方整備局等※4	神戸運輸監理部	国土交通省第五管区海上保安本部等※5	明石市	加古川市	高砂市	播磨町	災害協定団体(建設業協会等)※6	砂、播磨)商工会議所(明石、加古川、高)	東播磨運送協会		※7 観光客船協会(近畿)	災害協定団体(兵庫)	災害協定団体(兵庫)	災害協定団体(兵庫)	
		48時間前～警報発表	高潮警報発令～24時間	24時間～72時間	72時間～																				
(事前) 台風接近前 防炎行動	BCP発動	I、東播磨港港湾BCP発動の連絡				◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△		
	注意喚起	II、注意喚起				◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△		
	体制設置	III、体制構築、被災情報の収集、被害想定※				◎	○	◎	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
通過後 台風	被害状況報告	IV、被害状況の報告・共有				◎	○	○	△	○	△	△	△	△	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	
応急復旧活動	航路啓開	①東播磨港に接続する緊急確保航路の啓開				△		◎		△															
		②耐震強化岸壁に接続する港湾区域内の啓開				◎		△	△	△							○								
		○その他利用可能な岸壁に接続する港内水域の啓開				◎		△	△	△								○							
	防波堤・岸壁復旧	○防波堤・耐震強化岸壁の被災状況調査				◎	△	△										○							
		○耐震強化岸壁の背後ヤードの被災状況調査				◎	△	△										○							
		③防波堤・耐震強化岸壁の応急復旧				◎		△										○							
臨港道路	④耐震強化岸壁の背後ヤードの応急復旧				◎		△										○								
	○その他利用可能な岸壁の応急復旧				◎		△										○								
	○その他利用可能な背後ヤードの応急復旧				◎		△										○								
連携	道路啓開	⑤耐震強化岸壁に接続する臨港道路の啓開				◎											○						△		
	緊急物資輸送活動	⑥内陸道路の啓開(臨港道路以外)				△						◎	◎	◎	◎	○								◎	
連携	緊急物資輸送活動	⑦緊急物資の海上輸送				◎		△	○										○	○					
		⑧緊急物資の港湾荷役				◎			○											○					
		⑨緊急物資の陸上輸送				◎			○			△	△	△								○	○	△	

※1、高潮警報解除等により海上作業の安全性が確保された後に、現地作業を開始する。
 ※2、災害対策本部、港湾課、加古川土木事務所を示す。
 ※3、水管理・国土保全局を含む。
 ※4、神戸港湾事務所を含む。
 ※5、国土交通省第五管区海上保安本部姫路海上保安部加古川海上保安署を含む。
 ※6、(一社)兵庫県建設業協会明石支部、(一社)兵庫県建設業協会加院支部、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)日本海上機重技術協会近畿支部、全国浚渫協会関西支部、(一社)日本潜水協会、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタント協会を含む。
 ※7、神戸旅客船協会、日本マリーナビーチ協会を含む。

【凡例】◎…主導的役割を担う主体(幹事役)
 ○…主導的役割を担う主体
 △…協議・調整の対象となる主体

表2 東播磨港における行動計画と役割分担(高潮発生時)

2.5 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、協議会は次表の取り組みに努める。

表3 事前対策

区分	項目	対策	実施機関
初動時の円滑化	通信手段の確保	東播磨港港湾BCP協議会構成団体の連絡体制等の更新を行う。	協議会
	応急復旧方針の決定手順の整理	応急復旧方針として決定すべき事項と決定の手順を整理する	港湾管理者
	港湾BCPの改訂	最新の知見や訓練結果等を踏まえ、東播磨港港湾BCPを改訂する。	協議会
	教育・訓練の実施	東播磨港港湾BCPを確認し、異動等に対応した教育を行う。	協議会及び構成員

2.6 教育・訓練及び見直し・改善の実施計画

2.6.1 教育・訓練

①対象者が知識として既に知っていることを実際に体験させることにより身体感覚で覚えさせること、②手順化できない事項に対して適切な判断と意思決定をくだせる能力を鍛えること、③東播磨港港湾BCPを検証し、改善することを目的に、表4に示す教育・訓練を定期的実施する。

なお、如何なる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要であり、教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育に努める。

表4 東播磨港で実施する教育・訓練

教育・訓練の種類	概要	対象者	頻度
初動時円滑化の為の教育	東播磨港港湾BCPや防災対策の最新知識の習得を目指した教育	協議会及び構成員	年1回
初動対応に係る情報伝達訓練	情報伝達訓練等の実施	協議会及び構成員	年1回

2.6.2 見直し・改善の実施計画

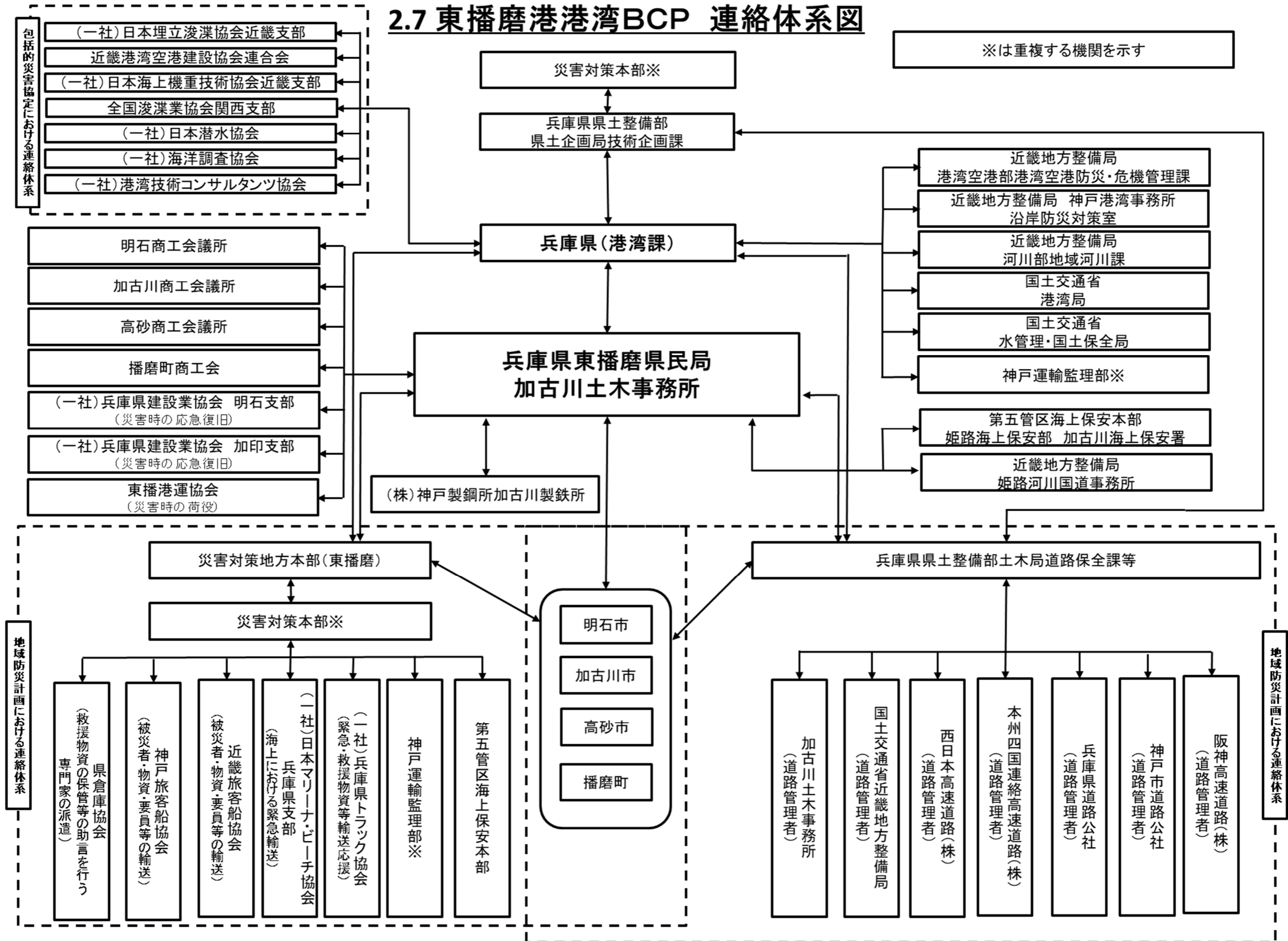
東播磨港港湾BCPについては、表5を基本として、協議会が見直し・改善を行う。

表5 東播磨港港湾BCPの見直し・改善の実施時期

項目	頻度あるいは実施時期	備考
有効性の確認に基づく更新	年1回	
連絡体制等の更新	異動等の都度	
想定等の更新	新たな知見、リスクが認められた時点	

2.7 東播磨港港湾BCP 連絡体系図

※は重複する機関を示す



3. 幹線貨物輸送編

東播磨港の背後地域は、鉄鋼、石油、化学を中心に各種企業が立地しており、多くの企業は港湾を利用している。大規模地震・津波発生後に海上輸送網が途切れれば、企業の生産力低下などを招き、地域経済へ深刻なダメージを与えることが懸念される。このため、東播磨港内での取扱量が最も多い加古川地区の鉄鉱石等を幹線貨物とし、迅速な輸送機能確保を図る。

本編では、地震発生時や台風接近に伴う事前防災行動から幹線貨物(鉄鋼石等)の入荷業務が再開される時期を対象期間とし、海上からの幹線貨物(鉄鉱石等)輸送に必要な港湾機能を確保するための実施計画「幹線貨物輸送編」としてとりまとめた。

3.1 被害想定と回復目標

3.1.1 被害想定

【地震・津波】

①想定する災害

東播磨地域に大きな地震被害を与える山崎断層帯地震を想定する。

なお、港湾機能が大きく低下することが見込まれる津波被害について山崎断層帯地震では想定されていないことから、津波被害については南海トラフ巨大地震を想定することとする。

②被害想定

港湾施設の被害想定は以下のとおりとする。

【山崎断層帯地震】

区分		東播磨港での被害想定	
地震規模		・マグニチュード8	
震度		・最大震度 加古川市、高砂市：7 明石市、播磨町：6強	
港湾施設被害	揺れによる被害	水域（航路・泊地）	—
		岸壁	・耐震強化岸壁及び一部の岸壁は軽微な修復によって利用可能
		荷捌地	・液状化が発生し、岸壁と背後ヤードの間に段差が発生
		臨港道路	・主要な橋梁（二見大橋）は軽微な修復によって利用可能（耐震補強済み） ・液状化の影響により、広範囲で不等沈下、舗装に亀裂発生するも軽微な修復によって利用可能※

【南海トラフ巨大地震】

区分		東播磨港での被害想定	
津波高		・明石市：T. P. +2.0m ・加古川市・播磨町：T. P. +2.2m ・高砂市：T. P. +2.3m	
港湾施設被害	津波による被害	水域（航路・泊地）	津波に伴い、背後地で発生した瓦礫や車両、小型船舶等が港内に漂流※
		岸壁	—
		荷捌地	・ヤード上に瓦礫が散乱※
		臨港道路	・道路上に瓦礫が散乱※

出典：地震被害想定結果一図表－【山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）編】
 兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定
 ただし（※）は港湾管理者で追記

【高潮】

①想定する災害

阪神南地域に大きな高潮被害を与えた平成30年台風21号と同等の規模を想定する。

②被害想定

港湾施設の被害想定は以下のとおりとする。

区分		東播磨港での被害想定
最低気圧		・955hpa
潮位等	潮位	・最高潮位：T.P. 3.53m
	風速	・平均最大風速：35.2m/s（南南西）
港湾施設被害	水域（航路・泊地）	・高潮に伴い、野積み場等に存置していた貨物が港内に漂流
	岸壁	・軽微な修復によって利用可能
	荷捌地	・高潮に伴い、港内や他港からの流出物が漂着
	臨港道路	・主要な橋梁（二見大橋）は軽微な修復によって利用可能 ・高潮に伴い、港内や他港からの流出物が漂着

出典：大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会資料を元に作成

3.1.2 港湾機能の回復目標

①目標設定の前提条件

港湾機能の回復目標の設定にあたっての前提条件は以下のとおりとする。

【地震・津波】

- 津波警報の解除等を発災24時間後と想定する。(兵庫県応急対応行動シナリオ全体図より)
- 緊急物資輸送機能の回復にかかる最小限の輸送ルートの確保後、幹線貨物輸送への対応を行う。

【高潮】

- 台風説明会は、台風が最接近する48時間前に開催されることを想定する。
- 高潮警報の解除を発災24時間後と想定する。
- 緊急物資輸送機能の回復にかかる最小限の輸送ルートの確保後、幹線貨物輸送への対応を行う。

②回復目標の設定

最小限の緊急物資輸送機能の回復後、早期に海上から幹線貨物(鉄鉱石等)輸送を開始し、迅速かつ的確に入出荷業務を再開することを目標とする。

目標時間	回復目標
最小限の緊急物資輸送機能の回復後早期	幹線貨物(鉄鉱石等)の海上輸送ルート※の確保

※ルート(航路、泊地、防波堤)

④ 復旧の優先順位の考え方

最も優先して復旧を行うのは、東播磨港において幹線貨物(鉄鉱石等)の取扱量が多い神戸製鋼東岸壁E-5とする。

優先的に復旧すべき施設	優先的に復旧すべきルート
神戸製鋼東岸壁E-5	幹線貨物(鉄鉱石等)輸送を行なう神戸製鋼東岸壁E-5にかかるとルート※

※ルート(航路、泊地、防波堤)

3.2 対応計画

3.2.1 概要

【地震・津波】

- ・ 地震及び津波発生後、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・ 安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・ 津波警報等解除後、東播磨港港湾BCPを実施する。被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物・瓦礫の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。

【高潮】

- ・ 台風接近時には事前防災行動を促すため、注意喚起する。
- ・ 高潮警報発令後、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・ 安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・ 高潮警報等解除後、被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。

3.2.2 東播磨港港湾BCPの発動

東播磨港港湾BCPの発動基準は以下のとおりとする。

【地震・津波】

●発動基準

- ・ 明石市、加古川市、高砂市、播磨町のいずれかの地域で震度6強以上の地震が発生したとき
- ・ 瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表されたとき

※地震、津波時の港湾BCPは自動発令とする。

【高潮】

●発動基準

- ・ 台風の接近に伴い、台風説明会が開催され、明石市、加古川市、高砂市、播磨町のいずれかの地域で高潮警報の発令が見込まれるとき

※高潮時、東播磨港の港湾BCPを発動する際は、加古川土木事務所から各構成団体に対し、文書で通知する。（様式1、様式2、様式3を活用）

3.2.3 活動内容

【地震・津波】

基本的に、津波警報等が解除されるまでは、水防活動中であり水防計画等に従い行動する。

(1) 避難

地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守る。

(2) 安否確認

構成員は、各自組織の安否確認を行う。

(3) 体制の確立

構成員は、予め定められた情報共有体制を確立する。

(4) 通信手段の確保

構成員は、複数の連絡手段（衛星電話、固定電話、メール、FAX 等）により、通信手段を確保する。

【高潮】

① 台風接近前（事前防災行動）

高潮警報の発令が見込まれる際は、関係機関が各々の役割分担に基づき以下の通り対応する。

(1) 注意喚起（加古川土木事務所）

高潮警報の発令が見込まれる際は、構成員に注意を促す。

(2) 高潮による被害軽減措置の注意喚起（構成団体）

各構成員は、自社並びに加入会員（港湾関連業者に限る）に対し、高潮による被害を軽減するため、貨物の移動並びに固縛等の措置について注意を促す。

(3) 体制の確立（加古川土木事務所、構成団体）

加古川土木事務所並びに各構成団体は、相互に連絡をとる必要があるため、高潮被害が生じても連絡が取れる連絡先の確認を行う。

(4) 防潮対応（加古川土木事務所、構成団体等）

加古川土木事務所並びに各構成団体等は、浸水等の被害防止のため、防潮ゲート閉鎖等の対応を行う。

② 台風最接近時（高潮警報が解除されるまで）

(1) 避難

堤内地へ迅速に避難し身の安全を守る。

(2) 安否確認

構成員は、各自組織の安否確認を行う。

(3) 体制の確立

構成員は、予め定められた情報共有体制を確立する。

(4) 通信手段の確保

構成員は、複数の連絡手段（衛星電話、固定電話、メール、FAX 等）により、通信手段を確保する。

③ 台風通過後（高潮警報が解除された後）

明らかな被害が見込まれる場合、構成員は、自社並びに加入会員（港湾関連業者に限る）に対し、被害状況等の報告を依頼する。なお集約した情報は、適宜加古川土木事務所と共有する。

3.3 応急復旧活動の行動計画と役割分担

応急復旧活動の行動計画と個別の対処行動は、関係機関が各々の役割分担に基づき実施する。発災後、直ちに体制構築および被災状況の把握を行った上で、最小限の緊急物資輸送機能の回復後、早期に航路啓開や関係する防波堤、神戸製鋼東岸壁E-5の応急復旧活動を行う。

3.4 応急復旧における個別の対処行動

3.4.1 施設の被災状況の点検

発災直後に被害情報を入手し、被害の概要を把握する。なお、港湾施設の被災点検においては、最小限の緊急物資輸送機能の回復後、神戸製鋼東岸壁E-5に接続する航路・泊地、防波堤の被災点検を優先して行う。また、被災点検結果については、関係者間で情報共有を図る。

■幹線貨物輸送に伴う点検の役割分担

- 航路・泊地、防波堤の点検（加古川土木事務所）
- 神戸製鋼東岸壁E-5（(株)神戸製鋼所加古川製鉄所）

■被災点検方法

- 航路・泊地の深浅測量を実施し、障害物を把握する。
- 防波堤の点検は主として目視とする。被災箇所的位置、延長、被害程度、被害状況の概略を把握する。
- 神戸製鋼東岸壁E-5については、目視等により点検を行ない、被災状況を把握する。

3.4.2 応急復旧作業の実施

緊急物資輸送機能の回復にかかる最小限の海上輸送ルートの確保後、神戸製鋼東岸壁E-5に接続する航路・泊地の啓開を実施するとともに、関係する防波堤や同施設に接続する道路の応急復旧を行ない、港湾機能の早期回復を図る。

■役割分担

①深浅測量（事前測量、確認測量）

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の深浅測量を実施する。

実施主体

緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所

港内の航路・泊地：原則として、港湾管理者

（主たる受益者と協議調整のうえ実施）

②浮遊物除去作業

実施主体

緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所

港内の航路・泊地：原則として、港湾管理者

（主たる受益者と協議調整のうえ実施）

③航路啓開（沈降物等の確認・撤去など）

緊急確保航路及び港内の航路・泊地の啓開作業を実施する。

実施主体

緊急確保航路：近畿地方整備局神戸港湾事務所

港内の航路・泊地：原則として、港湾管理者

（主たる受益者と協議調整のうえ実施）

※広域的な災害で海上の調査・作業が広範囲にわたる場合は、被災状況に応じて臨機に対応する。

■関係機関の連携

④臨港道路啓開

臨港道路管理者と各道路管理者が啓開作業を実施する。

実施主体

加古川土木事務所、姫路河川国道事務所、明石市、加古川市、高砂市、播磨町、西日本高速道路（株）、兵庫県建設業協会明石支部、兵庫県建設業協会加印支部（※協力を得る関係団体を含む。）

※当該航路は、播磨地区-12m公共岸壁の航路でもあることから、深浅測量及び浮遊物除去作業は港湾管理者が実施。沈降物除去作業による水深維持については主たる受益者が実施。

3.4.3 幹線貨物物資輸送体制の構築

(株)神戸製鋼所加古川製鉄所は、幹線貨物（鉄鉱石等）受け入れのために必要な態勢を整える。

■神戸製鋼東岸壁E-5における幹線貨物（鉄鉱石等）輸送船舶の受け入れ準備

- ・ 幹線貨物輸送船舶が入港、着岸してから直ちに荷役が行えるよう体制を構築する。
- ・ 幹線貨物輸送船舶の着岸を支援するための、着岸位置の標示や綱取りが実施できる体制を構築する。
- ・ 幹線貨物輸送船舶が着岸した後、直ちに荷さばきを開始できる体制を構築する。

■ 幹線貨物輸送【地震・津波】

	水防活動	目標時間			関係者の役割																	
		発災～24時間	BCP活動		兵庫県※2	等※3	国土交通省港湾局	※4	近畿地方整備局等	神戸運輸監理部	※5	国土交通省第五管区海上保安本部等	明石市	加古川市	高砂市	播磨町	災害協定団体（建設業協会等）※6	加古川（株）神戸製鋼所	明石商工会議所	加古川商工会議所	高砂商工会議所	播磨町商工会
			24時間～72時間	72時間～																		
応急復旧活動 体制設置 航路啓開 防波堤・岸壁復旧	体制構築、被災情報の収集※				○	○	◎	△	○	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△
	津波警報の解除等（想定）																					
	①東播磨港に接続する緊急確保航路の啓開				△		◎		△													
	②幹線貨物（鉄鉱石等）の輸送に必要な岸壁に接続する港湾区域内の啓開				◎		△	△	△								○	◎				
	③幹線貨物（鉄鉱石等）の輸送に必要な岸壁に係る防波堤の被災状況調査				◎	△	△										○					
	④防波堤の応急復旧																					
連携 幹線貨物輸送活動	津波警報の解除等（想定）																					
	緊急物資輸送開始																					
	⑤幹線貨物（鉄鉱石等）の取扱岸壁の応急復旧				△												◎					
	⑥幹線貨物（鉄鉱石等）取扱施設の応急復旧				△												◎					
幹線貨物（鉄鉱石等）の海上輸送 幹線貨物（鉄鉱石等）の港湾荷役	幹線貨物（鉄鉱石等）の海上輸送									△							◎					
	幹線貨物（鉄鉱石等）の港湾荷役																◎					

※1、津波警報解除等により海上作業の安全性が確保された後に、現地作業を開始する。
 ※2、災害対策本部、港湾課、加古川土木事務所を示す。
 ※3、水管理・国土保全局を含む。
 ※4、神戸港湾事務所を含む。
 ※5、国土交通省第五管区海上保安本部姫路海上保安部加古川海上保安署を含む。
 ※6、（一社）兵庫県建設業協会明石支部、（一社）兵庫県建設業協会加印支部、（一社）日本埋立浚渫協会近畿支部、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）日本海上機重技術協会近畿支部、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本潜水協会、（一社）海洋調査協会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会を含む。

【凡例】◎…主導的役割を担う主体（幹事役）
 ○…主導的役割を担う主体
 △…協議・調整の対象となる主体

表6 東播磨港における行動計画と役割分担（地震発生時）

■ 幹線貨物輸送【高潮】

		目標時間				関係者の役割															
		BCP活動		水防活動		BCP活動		兵庫県※2	等※3 国土交通省 港湾局	※4 近畿地方 整備局等	神戸運輸 監視部	※5 国土交通省 第五管区海上 保安本部等	明石市	加古川市	高砂市	播磨町	災害協定団体 (建設業協会等)※6	(株)神戸製 鉄所	石、加古川、高 砂、播磨)	商工会議所(明 石、加古川、高 砂、播磨)	
		48時間前～警報発表	高潮警報発令～24時間	24時間～72時間	72時間～																
(事前防風行動)	BCP発動	I、東播磨港港湾BCP発動の連絡					◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	
	注意喚起	II、注意喚起					◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	体制設置	III、体制構築、被災情報の収集、被害想定※1					◎	○	◎	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
通過後	被害状況報告	IV、被害状況の報告・共有					◎	○	○	△	○	△	△	△	△	◎	◎	◎			
応急復旧活動	航路啓開	高潮警報が発令される見込み(想定)		高潮警報の解除等(想定)	緊急物資輸送開始	①東播磨港に接続する緊急確保航路の啓開		△		◎		○									
		②幹線貨物(鉄鉱石等)の輸送に必要な岸壁に接続する港湾区域内の啓開				◎		△	△	○								○	○		
		③幹線貨物(鉄鉱石等)の輸送に必要な岸壁に接続する防波堤の被災状況調査	④防波堤の応急復旧				◎	△	△										○		
	⑤幹線貨物(鉄鉱石等)の取扱岸壁の応急復旧			△													△	◎			
	⑥幹線貨物(鉄鉱石等)の取扱施設の応急復旧			△														△	◎		
	幹線貨物輸送活動					緊急物資輸送開始	⑤幹線貨物(鉄鉱石等)の海上輸送				△	○								◎	
				緊急物資輸送開始	⑥幹線貨物(鉄鉱石等)の港湾荷役					○									◎		

※1、高潮警報解除等により海上作業の安全性が確保された後に、現地作業を開始する。
 ※2、災害対策本部、港湾課、加古川土木事務所を示す。
 ※3、水管理・国土保全局を含む。
 ※4、神戸港湾事務所を含む。
 ※5、国土交通省第五管区海上保安本部姫路海上保安部加古川海上保安署を含む。
 ※6、(一社)兵庫県建設業協会明石支部、(一社)兵庫県建設業協会加院支部、
 (一社)日本埋立浚渫協会近畿支部、近畿港湾空港建設協会連合会、
 (一社)日本海上機重技術協会近畿支部、全国浚渫協会関西支部、(一社)日本潜水協会、
 (一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会を含む。
 ※7、神戸旅客船協会、日本マリナービーチ協会を含む。

【凡例】◎…主導的役割を担う主体(幹事役)
 ○…主導的役割を担う主体
 △…協議・調整の対象となる主体

表7 東播磨港における行動計画と役割分担(高潮発生時)

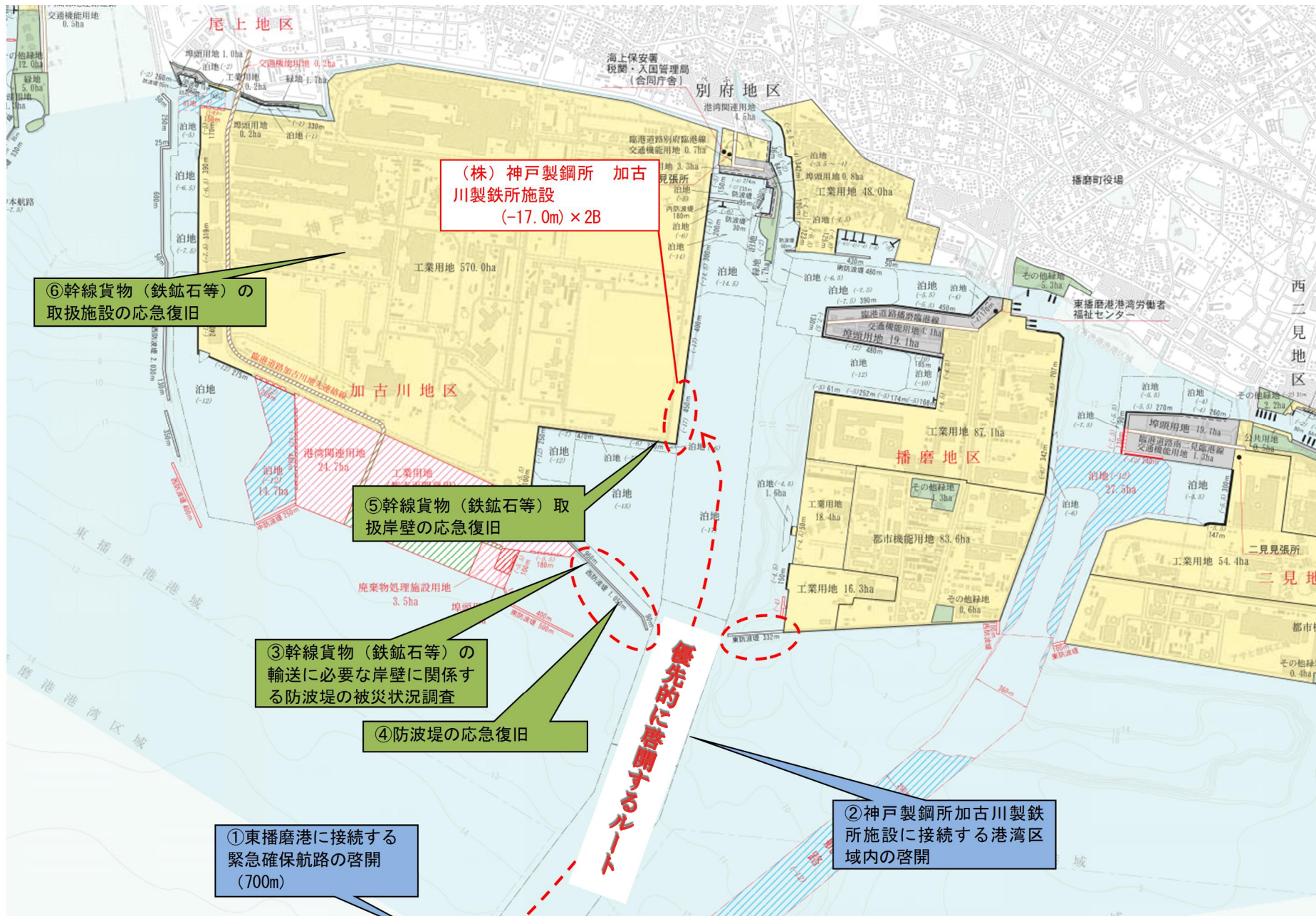


図4 東播磨港の港湾施設の応急復旧における対処行動の全体像

3.5 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、協議会は表7の取り組みに努める。

表7 事前対策

区分	項目	対策	実施機関
初動時の円滑化	通信手段の確保	東播磨港港湾BCP協議会構成団体の連絡体制等の更新を行う。	協議会
	応急復旧方針の決定手順の整理	応急復旧方針として決定すべき事項と決定の手順を整理する	港湾管理者・(株)神戸製鋼所加古川製鉄所
	港湾BCPの改訂	最新の知見や訓練結果等を踏まえ、東播磨港港湾BCPを改訂する。	協議会
	教育・訓練の実施	東播磨港港湾BCPを確認し、異動等に対応した教育を行う。	協議会及び構成員

3.6 教育・訓練及び見直し・改善の実施計画

3.6.1 教育・訓練

①対象者が知識として既に知っていることを実際に体験させることにより身体感覚で覚えさせること、②手順化できない事項に対して適切な判断と意思決定をくだせる能力を鍛えること、③東播磨港港湾BCPを検証し、改善することを目的に、表8に示す教育・訓練を定期的実施する。

なお、如何なる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要であり、教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育に努める。

表8 東播磨港で実施する教育・訓練

教育・訓練の種類	概要	対象者	頻度
初動時円滑化の為の教育	東播磨港港湾BCPや防災対策の最新知識の習得を目指した教育	協議会及び構成員	年1回
初動対応に係る情報伝達訓練	情報伝達訓練等の実施	協議会及び構成員	年1回

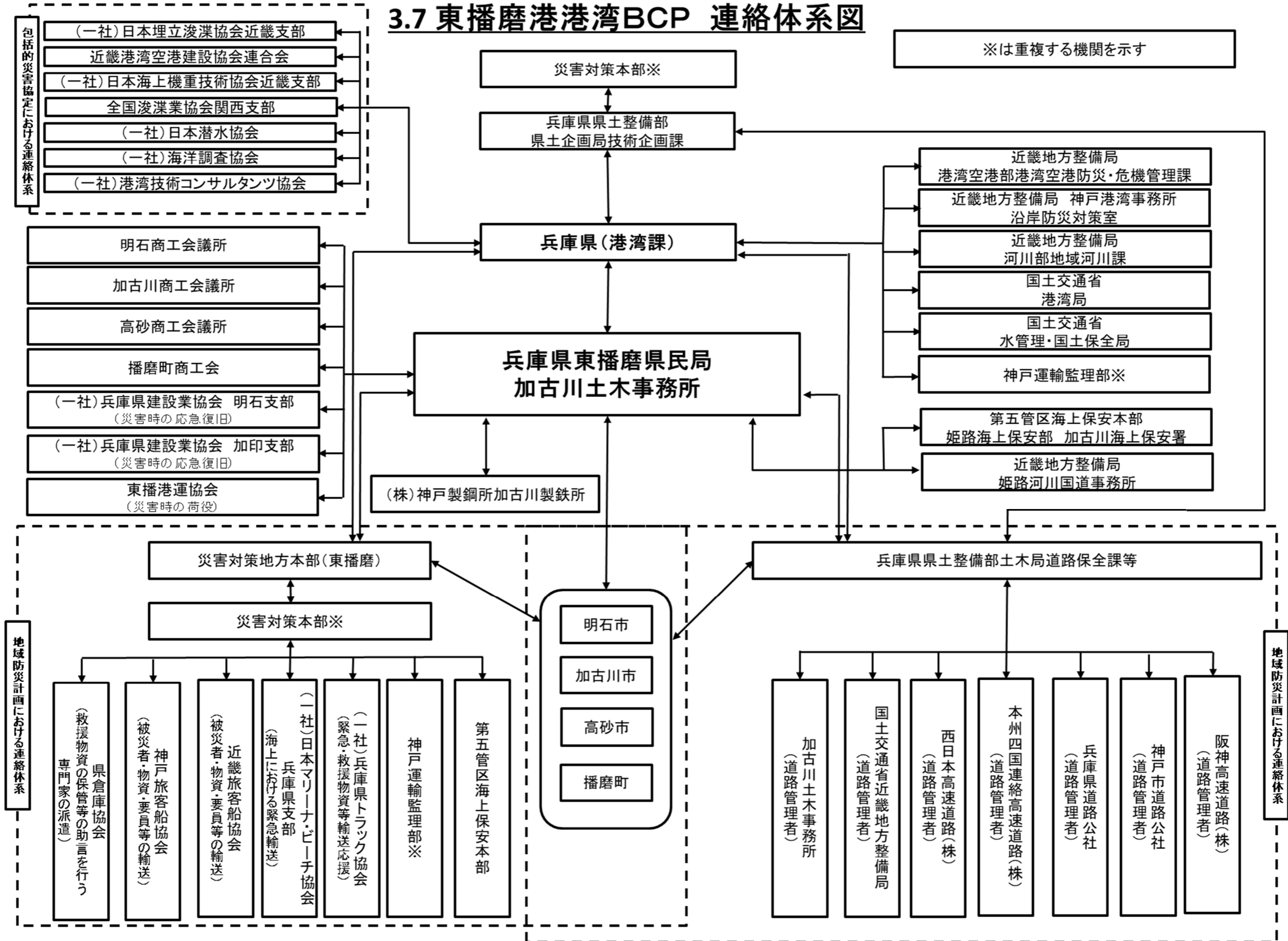
3.6.2 見直し・改善の実施計画

東播磨港港湾BCPについては、表9を基本として、協議会が見直し・改善を行う。

表9 東播磨港港湾BCPの見直し・改善の実施時期

項目	頻度あるいは実施時期	備考
有効性の確認に基づく更新	年1回	
連絡体制等の更新	異動等の都度	
想定等の更新	新たな知見、リスクが認められた時点	

3.7 東播磨港港湾BCP 連絡体系図



(参 考)

関連計画等

- ・国土強靱化基本計画（内閣府）
- ・国土強靱化アクションプラン2016（国土強靱化推進本部）
- ・兵庫県強靱化計画（兵庫県）
- ・港湾の事業継続計画策定ガイドライン（国土交通省港湾局）
- ・海溝型地震時の大阪湾BCP（案）（大阪湾港湾機能継続計画推進協議会）
- ・兵庫県南海トラフ巨大地震・津波対策被害想定（兵庫県）
- ・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム（兵庫県）
- ・兵庫県地域防災計画（地震災害対策編）（兵庫県防災会議）
- ・兵庫県地域防災計画（海上災害対策編）（兵庫県防災会議）
- ・兵庫県地域防災計画（資料編）（兵庫県防災会議）
- ・石油コンビナート等防災計画（兵庫県石油コンビナート等防災本部）
- ・兵庫県水防計画（兵庫県水防本部）
- ・兵庫県応急行動シナリオ（南海トラフ地震・津波）（兵庫県）
- ・平成28年度水防活動要綱（兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所）
- ・災害時の臨時旅客輸送に関するマニュアル（災害時の旅客船による輸送に関する検討会）
- ・大阪湾港湾等における高潮対策委員会のとりまとめ（近畿地方整備局）
- ・「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」（改訂版）（国土交通省港湾局）

兵庫県が締結している関連協定

- ・船舶による災害時の輸送等に関する協定
- ・災害時における物資等の輸送に関する協定
- ・船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書
- ・災害時における救援物資の保管等に関する協定
- ・災害時における応急対策業務に関する協定